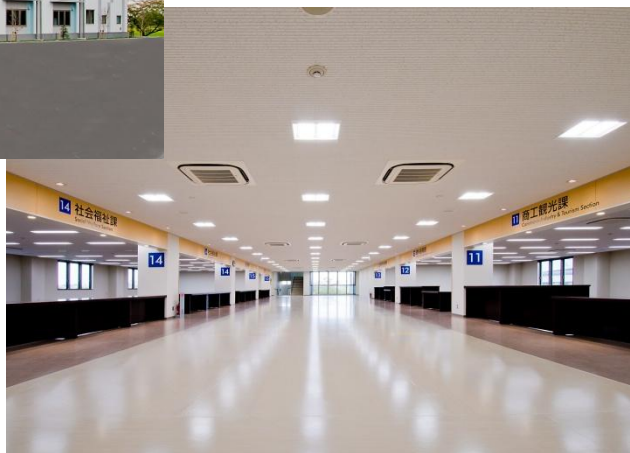




第3次海津市行政改革大綱



平成27年1月

海 津 市

目 次

I 策定の趣旨

1. これまでの地方行政改革の流れと海津市の取り組み
2. 行政改革の必要性
3. 海津市の財政状況

II 第3次行政改革の基本的な考え方

1. 総合計画推進のための行政改革
2. 計画の期間
3. 庁内推進体制
4. 進捗状況の公表

III 改革の柱

1. 基本理念（テーマ）
2. 基本目標
3. 大綱の体系
4. 基本目標別取組項目内容

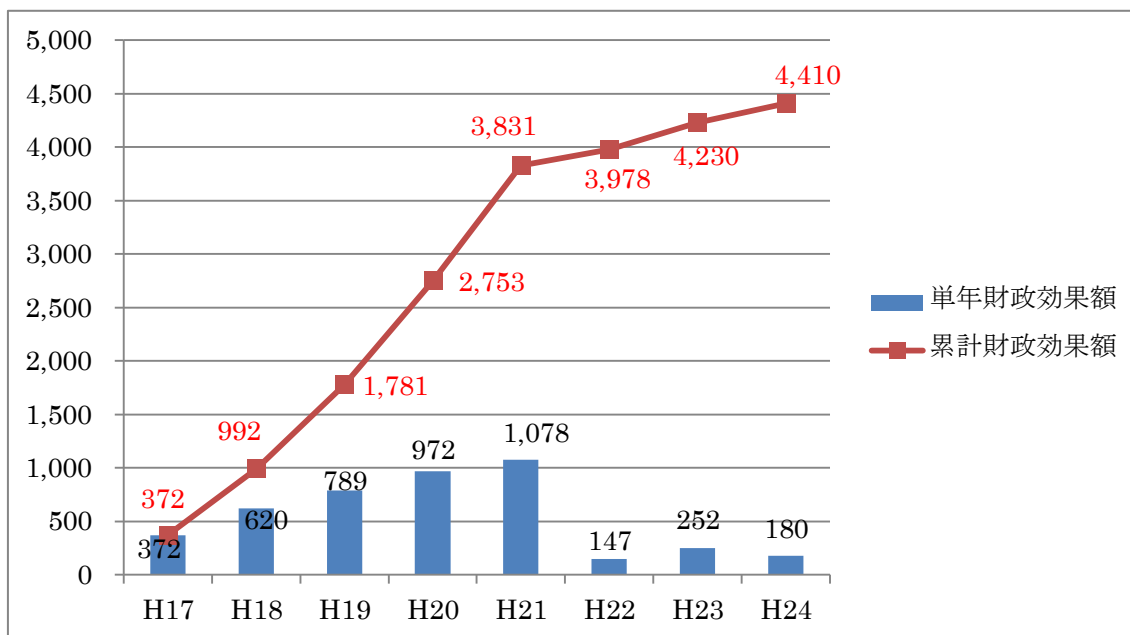
I 策定の趣旨

1. これまでの地方行政改革の流れと海津市の取り組み

地方行政改革の流れは、国が昭和60年1月に「地方行革大綱」を策定し、地方行革の推進に関する指針を示すのと同時に自治事務次官通達が、同年8月を目途として全国の地方自治体に行政改革大綱を策定するよう求めたことから、一斉に行政改革大綱の策定に着手したことが始まりです。その後、平成6年度には「地方行革指針」、平成9年度には「新地方行革指針」が出され、行政改革大綱の策定・見直し、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員・給与の適正化、行政の情報化等の推進が国から要請されました。これによって、全国の地方自治体では行政改革大綱を策定・改訂するとともに、国の要請に沿った定員合理化や組織・機構改革をはじめとする簡素化・合理化のための行政改革を進めました。平成12年度に「地方分権一括法」が施行されると、国と地方の役割分担が明確化され、機関委任事務が廃止されるなど国と地方の関係が見直され、地方自治体では行政能力の向上が求められる中、平成15年度に国が打ち出した「三位一体の改革」によって、補助金の廃止・縮減、地方交付税の改革、国から地方への税源移譲が実施されると、より自己決定・自己責任が求められるようになってきました。その後、「今後の行財政改革の方針」が平成16年12月に閣議決定されると、それに基づく「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が平成17年3月に総務省から示され、全国の自治体は、行政改革に向けての新たな取り組みや数値目標を盛り込んだ5年程度の「集中改革プラン」の策定・公表を行いました。

このような流れの中、海津市においては、平成17年度に「海津市行政改革大綱」及び「海津市行政改革集中改革プラン」を策定し、簡素で効率的な行政運営の確立を目指し、事務事業の見直しを進め、平成18年度から公共施設の運営に指定管理者制度を導入して民間活力の活用、平成19年度からは事務事業評価表による行政評価を実施し、予算編成への反映や総合開発計画実施計画の進捗管理、外部委託の検討等に活用するなど、行政評価システムを構築するとともに、人材の育成に努め、市民サービスの向上及び財政の健全化に取り組んできました。その後も、基本理念や取り組み方針を引き継いだ「第2次海津市行政改革大綱」及び「第2次海津市集中改革プラン」を平成21年度に策定し、一層の事務事業の簡素化、合理化、効率化に努めるとともに、職員の定員管理及び給与の適正化、団体運営補助金交付基準の策定、公共的施設の見直し等を進めているところです。

●集中改革プランによる財政効果額（単位：百万円）



2. 行政改革の必要性

人口減少や少子高齢社会の進展、景気回復の兆しを見せながらも足踏み状態の続く経済情勢、被害想定が拡大が懸念される南海トラフ地震への備えなど、本市を取り巻く社会環境や対応すべき行政課題は年々変化しています。こうした大きな時代の変遷の中で、地方自治体として担うべき役割と責任が増大する一方、社会保障費の増加や地方税収の減少等により本市の財政状況はより厳しいものになると想定されます。

国においても平成22年6月には「地域主権戦略大綱」が、同年12月には「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」を閣議決定したほか、平成23年度には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布など、地方分権化が実質的に進展しはじめたこともあり、今後は、海津市自らが主体的に行政改革に取り組む必要があります。

海津市で生活する誰もが、今後も「住みやすい」、「暮らしていきたい」と思えるようなまちづくりを進めていくには、新たな行政課題に対応していくことが不可欠であり、本市として真に必要な行政改革を確実に実行していくため、第3次海津市行政改革大綱を策定するものです。

3. 海津市の財政状況

全国的に多くの地方自治体では、少子・高齢化の急激な進行による生産年齢人口の減少や本格的な回復基調に至っていない景気動向等により住民税等の歳入確保が難しくなる一方、社会保障関連費や長期債務の累積等による経常支出の増大により、財政の硬直化が進行しています。

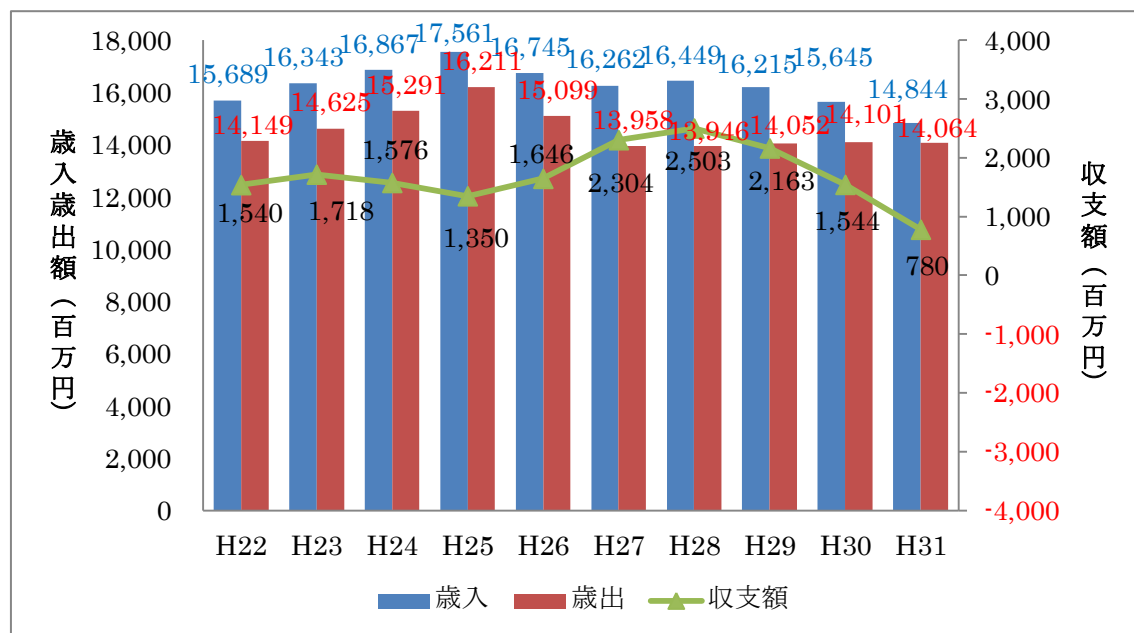
本市の財政状況は、平成24年度末で市の借金である地方債残高が、普通会計・公営企業会計の合計額で372億円を超えており、市民一人当たりで換算すると約98万5千円になります。

一方、歳入の面では、一般会計の歳入のうち3割近くを普通交付税に依存しており、この普通交付税は、合併特例による優遇措置で合併後10年間は旧町ごとに算定した交付税額の合算額（合併算定替）が保障されますが、平成27年度以降5年間で段階的に引き下げられ、平成32年度からは、海津市本来の普通交付税額（一本算定）となります。

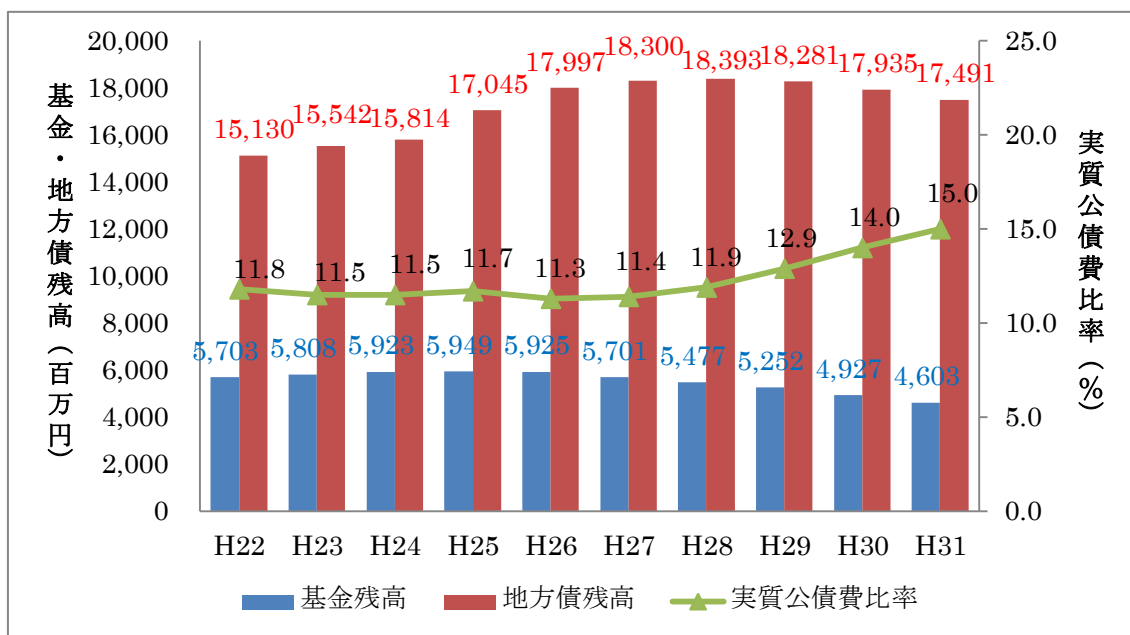
また、少子・高齢化や景気の低迷の問題に加えて、これまで整備してきた公共施設等の維持更新経費、合併特例債を活用した大規模事業による債務の増加や、公共サービスに対する市民ニーズの拡大・多様化に対する行政サービスコストの増加等、今後の海津市の財政を取り巻く環境は、より一層厳しい状況になると予想されます。

こうした財政状況の中において、将来に亘り安定的で持続可能な行政運営を目指し、歳出の削減と収入の確保に全市を挙げて取り組む必要があります。

●一般会計歳入歳出額と収支の推計



●一般会計基金・地方債残高と実質公債費比率の推計



海津市 財政分析指標

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
財政力指数	0.50	0.55	0.59	0.62	0.61	0.59	0.56	0.54
実質公債費比率%	9.9	10.8	11.7	12.8	12.9	11.8	11.5	11.5
将来負担比率 %	—	—	118.4	117.4	96.8	82.5	80.1	70.4
経常収支比率 %	79.1	85.1	89.0	87.9	86.0	87.9	88.5	88.3
標準財政規模 百万円	9,730	9,582	9,422	10,198	10,322	10,803	10,581	10,472
住基人口 3.31 現在 人	40,128	39,713	39,377	39,017	38,662	38,278	37,769	37,797

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、H24 住基人口は外国人(527 人)を含んでいます。

地方債現在高

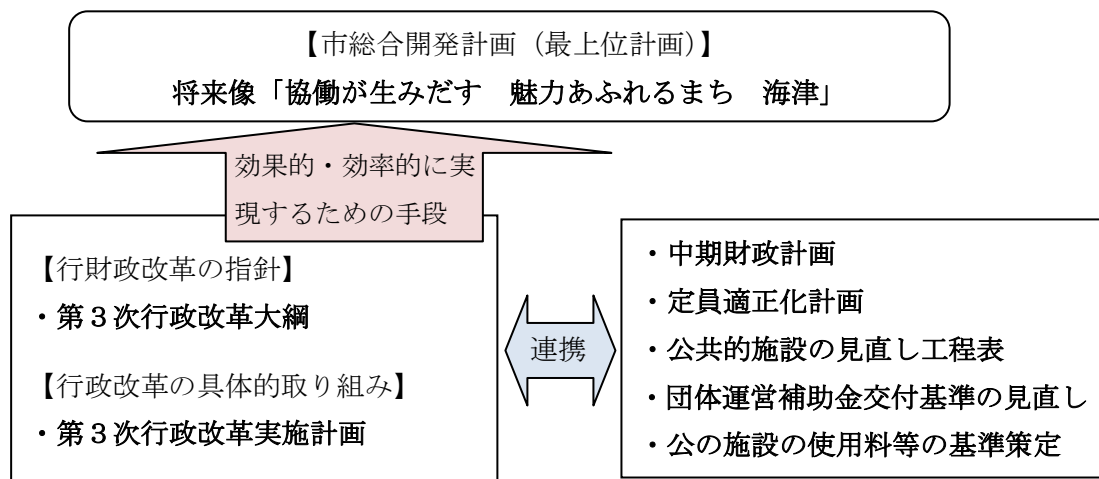
[単位: 百万円]

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
普通会計	13,312	14,011	14,437	14,956	15,272	15,645	15,940	16,260
上水道事業	6,468	6,220	5,943	5,503	4,888	4,637	4,377	4,108
下水道事業	18,304	18,272	18,162	17,856	17,487	17,199	16,765	16,179
介護事業	979	918	854	819	784	748	710	672
総合計	39,063	39,421	39,396	39,134	38,431	38,229	37,792	37,219

Ⅱ 第3次行政改革の基本的な考え方

1. 総合開発計画推進のための行政改革

本市では、「海津市総合開発計画後期基本計画」に基づくまちづくりが、平成24年度からスタートしています。総合開発計画は、政策（基本目標）を実現するために展開する施策や、施策を実現するための事務事業を定めた行財政運営の最も基本的な指針であり、行政改革は、最上位計画である総合開発計画に描かれている将来像「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」を実現するための事務事業を効果的・効率的に実施するための有効な手段として位置付けます。なお、海津市総合開発計画の計画期間は平成28年度までであり、その後、新たな総合開発計画が策定された場合においても、その位置付けは変わりません。



2. 計画の期間

第3次行政改革大綱と、大綱の具体的取り組み内容である「実施計画」の期間は、それぞれ平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、改革の進捗状況及び効果等を検証しながら、必要に応じて見直します。

3. 庁内推進体制

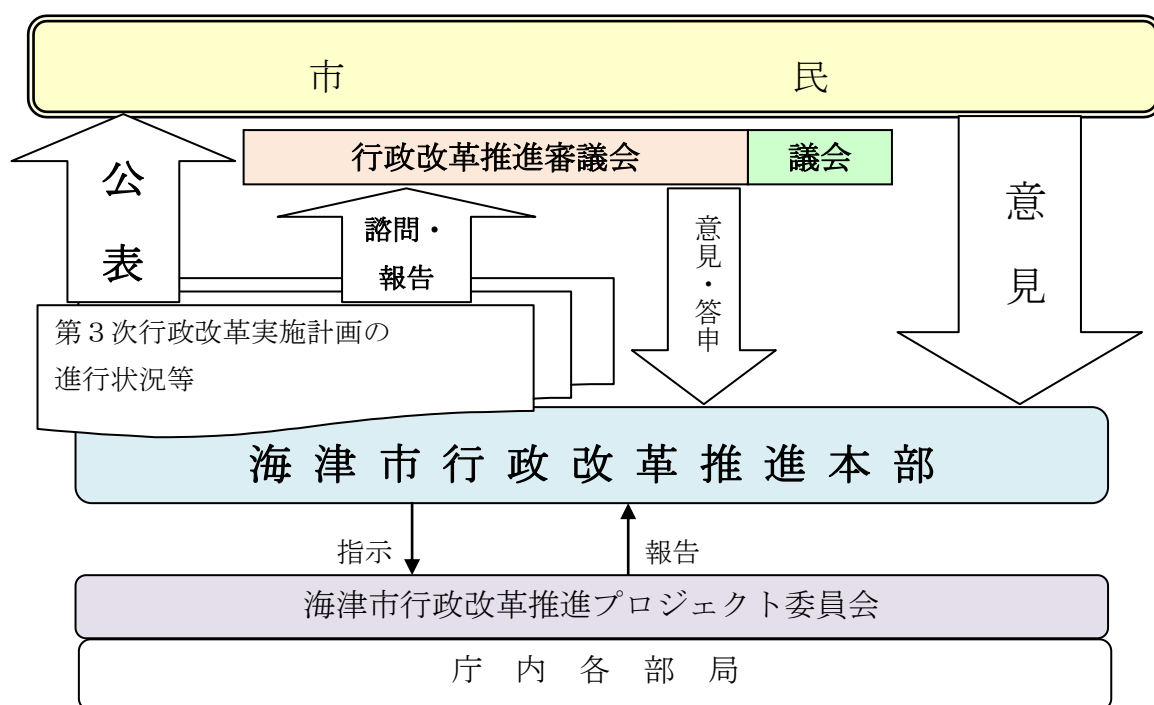
市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長及び部長級職員で構成する「海津市行政改革推進本部」を中心に、各課長で構成する専門部会がそれぞれの部門の推進状況を確認し、各課課長補佐・係長級の職員で構成する海津市行政改革推進プロジェクト委員会が各部署での推進役として、全職員が総力を上げて推進するものとします。

4. 進捗状況の公表

第3次行政改革の推進にあたっては、市民の理解を得ながら、市民とともに改革を進めていく必要があります。そのため、毎年度の改革の進捗状況や成果を市行政改革推進審議会に報告するとともに、市のホームページ等で毎年公表することとします。

【参考】

海津市における行政改革の推進体制



○行政改革推進本部

本部長：市長

副本部長：副市長

本部員：教育長及び部長級職員

Ⅲ 改革の柱

1. 基本理念（テーマ）

行政資源と行政サービスの最適化

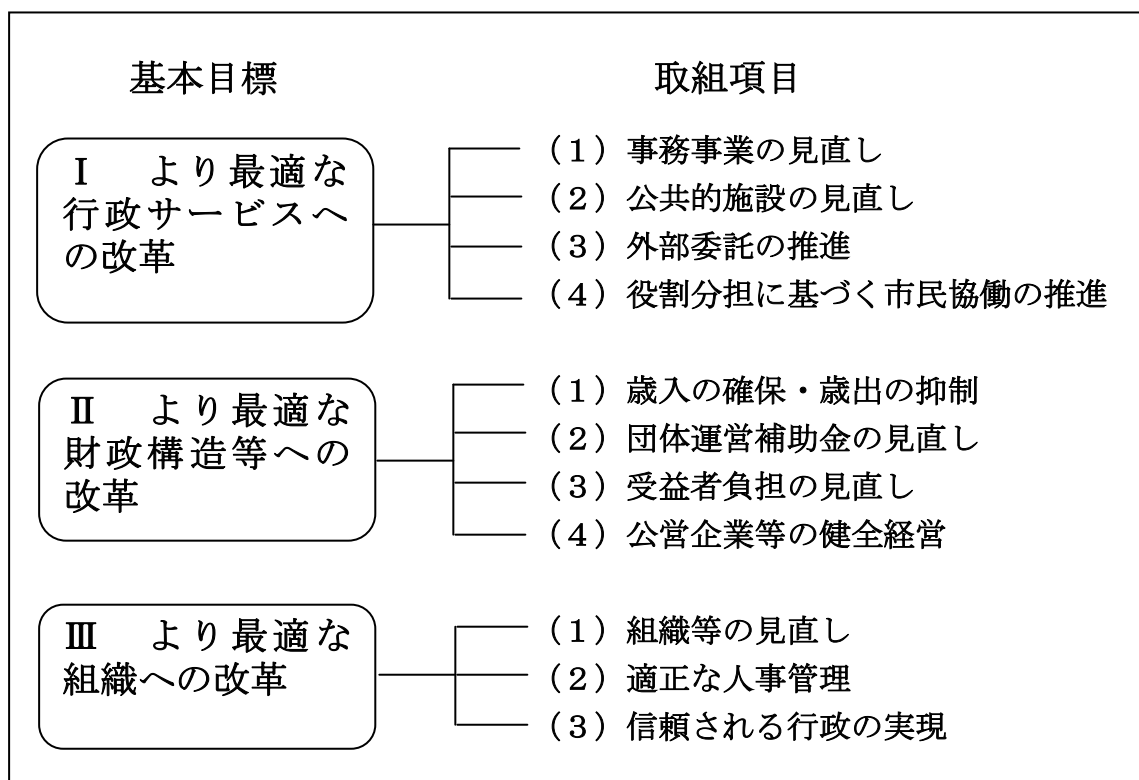
厳しい財政状況の中、行政サービスが最少の経費で最大の効果を上げるためには、限られた行政資源である財源・人・財産を、最適分配する必要があります。また、行政サービス自体も、行政関与の必要性及び効果等を十分検証し、不要不急なものは避け、市の発展に最適なサービスとする必要があります。このことから、「行政資源と行政サービスの最適化」を図ることを基本理念とします。

2. 基本目標

大綱の基本目標として、以下の3つを設定します。

- Ⅰ より最適な行政サービスへの改革
- Ⅱ より最適な財政構造等への改革
- Ⅲ より最適な組織への改革

3. 大綱の体系



4. 基本目標別取組項目内容

基本目標Ⅰ より最適な行政サービスへの改革

限られた行政資源の中で、新たな行政課題や複雑・多様化する行政ニーズに対応してくためには、行政、市民及び民間の役割分担を見直し、行政関与の必要性及び効果等を十分検証し、事務事業の一層の整理合理化を推進するとともに、緊急度・優先度の高いものから効率的に実施し、市民の立場に立った行政サービスの提供に努める必要があります。

■取組項目と内容

(1) 事務事業の見直し

「最少の経費で最大の効果を上げる」という原則の下、事務事業の公共性、有効性、効率性について継続的に見直しを行い、厳しい財政状況に対応していくため、既に目的を達成したものや必要性の薄れたもの、市民ニーズに合わないものは、廃止、縮小など整理統合を行い、より簡素で効率的・効果的な事務事業の実施に努めます。

(2) 公共的施設の見直し

公共施設については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、公共施設等総合管理計画を策定し、中長期的な視野で市民ニーズを的確に捉え、施設の複合化・多機能化やインフラの長寿命化に取り組みます。

また、公共施設の休館日や開館時間などについても、利用状況や費用対効果に見合った弾力的な施設運営を検討します。

(3) 外部委託の推進

民間委託・民営化が可能な事務事業については、コスト面やサービス面において効果が期待できると判断できる場合について、民間委託等を推進します。

特に施設の管理業務については、積極的な指定管理者制度への転換を図りながら、行政サービスの維持、経費の削減などを目指し効率的、安定的な経営強化に努めます。

(4) 役割分担に基づく市民協働の推進

市民と行政がまちづくりに対する目的を共有し、その実現に向けて互いの信頼関係の基、それぞれの役割を果たし、協力してまちづくりに取り組めるよう、「市民協働」を推進するとともに、その理念を市民・職員へ広く啓発します。

基本目標Ⅱ より最適な財政構造等への改革

先行き予断を許さない経済情勢の中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能で安定的な行財政基盤の確立が不可欠であり、税などの歳入確保の取組を強化するとともに、施策の優先順位の明確化と施策の厳選により歳出の抑制に努めます。

また、公平性の観点から、特定のサービスに対する応分な負担など、受益者負担の適正化についても幅広く検討します。

■取組項目と内容

（１）歳入の確保・歳出の抑制

合併による財政支援の特例期間の終了を見据え、中長期的な視点に立った中期財政計画を策定するとともに、市全体の財政の健全性を維持していくため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき適切な財務状況の管理に努めます。

市税、各種使用料の収納率の向上に努めるとともに、応能・応益の原則による市民負担の見直しを図ります。また、未利用資産の活用に向けた方針の策定など自主財源の確保に努めます。

庁舎内管理にあっては、引き続き省資源、省エネルギー、ごみの減量化などのエコ対策への積極的な取組みによる経費の節減に努めるとともに、環境問題に対する取組みの先導的役割を果たすことで、市民意識の向上を図ります。

（２）団体運営補助金の見直し

各種団体等への補助金は、公共的な事業への市民参加促進、地域として望ましい市民活動の奨励という効果が期待されている一方、従来からの慣例から継続して交付されているものや現状に即応していないものなど、市民活動の最近の進展を考慮していないものもあります。今後、市行政改革推進審議会などでの評価を踏まえながら、「海津市団体運営補助金交付基準」に基づき、引き続き適正な見直しを行い、事業内容などから、公共性の確保、行政の責任分野、経費負担のあり方、補助金の交付等に見合った効果、社会経済情勢の変化といった事項を基に分析を進め、既に目的を達成したものや効果の乏しいものは、縮小・統廃合等を行い、より効果的な補助金の支出に努めます。

（３）受益者負担の見直し

施設の使用料等については、市民の負担の公平性が確保されるよう「公の施設の受益者負担適正化に関する基本方針」に基づき、適正な見直しを行います。併せて、効率的な施設の管理運営や事務の効率化の努力を続けながら、維持管理等に要する経費の低減を図ります。

（４）公営企業等の健全経営

公営企業、特別会計を問わず全ての会計の健全化が求められており、経常的な赤字を抱える会計については経営内容の改善が必要です。また、各会計の運営に当たっては、独立採算を基本に効率的な会計運営を推進するとともに、財源確保のため適正な料金を設定することで、一般会計からの繰出金の圧縮に努めます。

基本目標Ⅲ より最適な組織への改革

高度化・多様化する行政課題に対応するため、組織の整理統合を進め、ゆるむことのない簡素で効率的な組織・機構の改革を推進します。

職員一人ひとりの能力・資質の向上を図る他、厳しい行財政運営を強いられる中で、定員と給与の一層の適正化が求められているため、可能な限り組織のスリム化を目指します。定員の管理については、事務事業の整理合理化や民間委託、ＯＡ化等と一体となって推進し、定員の適正化計画を見直すなど、より適正な管理に努める必要があります。

■取組項目と内容

（１）組織等の見直し

少子高齢社会の進行やマイナンバー制度の導入、環境問題への対応、地方分権の推進など新たな行政課題や多様化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう、横割り組織としての組織横断型プロジェクトチームの編成・活用など、機動的な組織への改善を目指します。

（２）適正な人事管理

職員数の削減については、旧大綱における数値目標をクリアしているものの、更なる人件費削減を求め、削減数値目標を設定し、民間委託の推進や組織の簡素化を図るとともに、早期退職希望職員の募集制度の活用などに努めます。

職員の給与水準については、人事院勧告や国・県の動向に配慮するとともに、他市町村との均衡も考慮して、引き続き適正化を推進します。また、業務の効率化、迅速化を図るとともに、社会情勢の変化に合わせ、時間外勤務及び休日出勤を縮減して手当等の削減に努めます。

（３）信頼される行政の実現

行政活動の過程と実現した結果や成果だけでなく、克服すべき課題などについても、行政自ら積極的に市民に情報を開示し、透明性の確保と説明責任を果たします。

法令違反・不当要求の防止や不祥事件の発生の未然防止など、リスクに着目して組織マネジメントを改革し、常に信頼される組織を目指します。

行政を取巻く各領域における様々な危機に的確に対応するため、職員の危機管理意識の徹底や、体制づくり、マニュアル等の見直しを行います。

資料編

財政用語集

財政用語集

一般会計

議会費、総務費、民生費、教育費など地方公共団体の存立の本来の目的そのものの事務を処理するための会計。

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握や比較が困難であることから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外の純計額。

公営企業会計

地方公営企業法に定められる水道事業や下水道事業、電気事業、病院事業など市町村が企業として経営する事業（公営企業）の会計。

普通交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を財源として、全国どこの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、基準財政需要額や基準財政収入額などの客観的基準に基づき算定、交付されるもの。

合併算定替

合併後10年間は、別々の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下回らない額を保障するもの。

合併後11年度から15年度にかけて段階的に縮減される。

地方債

地方公共団体が事業を行うにあたり、財源が不足する場合など、特に一時に多額の資金を必要とするときに、外部（政府・地方公共団体金融機構・銀行など）から資金を調達するもので、長期的な借入金。

合併特例債

合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業又は基金の積立てのうち特に必要と認められるものに要する経費について起債できる地方債。

合併年度及びこれに続く15年度に限り発行できる。

基金

条例の定めるところにより、特定の目的のために又は定額の資金を運用するために設けるもの。

実質公債費比率

従来の起債制限比率に、準元利償還金（公債費に準ずる債務負担行為や公営企業・一部事務組合への公債費見合いの支出）を加えた実質的な公債費の割合を示す指標で、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、起債にあたり許可が必要となる。また、25.0%で早期健全化団体、35.0%で財政再生団体となる。

財政力指数

基準財政収入額を基準財政需用額で割って得た数値の過去3ヵ年の平均値のことで、国が各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指数とされているもの。1に近いほど財源に余裕があるとされ、単年度で1を超える地方公共団体は普通交付税の不交付団体となる。

将来負担比率

普通会計の借入金の残高、特別会計・公営企業会計・一部事務組合の借入金で実質的に普通会計が負担する分の残高に加えて、土地開発公社・第三セクターの負債で普通会計が負担する可能性の有る額の大きさを表す指標。この指標が高いほど、現在の負債が将来財政を圧迫する危険性が高く、350.0%を超えると早期健全化団体となる。

経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費（職員給など）・扶助費（医療費助成など）・公債費（借金の返済）のように、毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）にどの程度充当されているかという割合を示すもの。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。

地方税法に定める法定普通税を、標準税率により地方交付税法で定める方法で算定した標準税収入額に、各種譲与税、交通安全対策特別交付金を加え、さらに普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算して算定。

第3次海津市行政改革大綱

平成27年1月

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須515

海津市役所 総務部 企画財政課

TEL 0584-53-1113

FAX 0584-53-2170

HP アドレス <http://www.city.kaizu.lg.jp/>

メールアドレス kikakuzaisei@city.kaizu.lg.jp